

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター森林保険の損害填補事務  
に関する規程

平成27年4月1日

27森林保業第3号

最終改正 令和6年3月22日（5森林保業第268号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 森林保険業務における損害填補事務の取扱いについては、法令及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 損害填補の対象

（保険事故）

第2条 森林保険の保険事故は、保険の目的についての偶然的な次に掲げる各号のいずれかの災害による事故をいう。

- 一 火災
- 二 気象災
  - イ 風害
  - ロ 水害
  - ハ 雪害
  - ニ 干害
  - ホ 凍害
  - ヘ 潮害
- 三 噴火災

（損害）

第3条 森林保険の損害填補の対象となる損害は、保険の目的につき、保険事故により生じる損害で、次に掲げる各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 立木の生理的生立不能の損害
    - 立木が枯死し又は再生不能となる損害
  - 二 立木の経済的生立不能の損害
    - 前号に掲げる損害以外の損害で、立木の経済的価値が現在及び将来にわたって著しく減殺されることが明らかなもの
- 2 次の各号に掲げる損害については、損害填補の対象に含まれないものとする。
- 一 復旧可能な損害
    - 倒木起し等通常的林業的手段により復旧可能な損害

## 二 成林に支障のない軽微な損害

補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害

## 三 造林技術上の欠陥又は病虫害等による損害

立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫害等によるものと認められる損害

## 四 植枯れによる損害

1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損（以下「植枯れ」という。）による損害

なお、一般的植枯れ率（新植本数に対する植枯れ本数の割合をいう。）は15パーセントとする。ただし、理事長が地域を限定して別に植枯れ率を認めた場合は、これによることができる。

## 第3章 損害発生のお知らせ

（損害発生通知書）

第4条 保険契約者又は被保険者は、その保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく保険の目的の所在地、損害の概況等を記載した書面（別紙様式第1号。以下「損害発生通知書」という。）をもって、理事長に通知するものとする。

2 損害発生通知書は、保険契約申込書を提出した森林組合又は森林組合連合会に提出するものとする。ただし、申込書を理事長に直接提出した契約については、理事長又は損害が生じた保険の目的の所在地をその区域に含む森林組合又は森林組合連合会に提出するものとする。

（時効）

第5条 保険法（平成20年法律第56号）第95条の規定に基づく森林保険の保険金支払の義務に係る時効に関しては、その起算日は損害発生の日とし、前条第2項による森林組合、森林組合連合会又は森林保険センターの損害発生通知書の受理をもって民法（明治29年法律第89号）第147条第1項第1号の裁判上の請求とみなす。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域における保険契約についての保険金支払いの義務に係る時効に関しては、保険法第95条の規定にかかわらず、個別の事案ごとに検討した上で、柔軟に対応することとする。

3 激甚災害等大規模な災害が発生した区域における保険契約についての保険金支払いの義務に係る時効に関しては、理事長が認めた場合には、保険法第95条の規定にかかわらず、損害発生通知書を受理することができる。なお、理事長が認めるにあたり、原則として、時効成立前に書面（様式第9号）により理事長に報告するものとする。理事長が認めた場合は、書面によりその旨通知するので、該当の森林保険損害調査報告書に添付すること。

## 第4章 損害実地調査

### (損害実地調査の実施)

第6条 理事長は、次の各号に掲げる事項を明らかにするため、損害の実地調査（以下「実査」という。）を行うこととする。実査は概況調査及び現地調査に区分して行う。

- 一 保険期間内における保険事故発生の有無
- 二 損害填補の免責事項該当の有無
- 三 保険価額及び損害額
- 四 保険金額が標準金額を超過する場合、又は他の保険契約があるものについて保険金額の総額が保険価額を超過する場合（以下いずれも「超過保険」という。）の該当の有無
- 五 その他保険金の支払に必要な事項

### (実査時期)

第7条 理事長は、損害発生通知書を受領したときは速やかに実査を行うものとし、火災、風害、水害、雪害又は噴火災による損害であって直ちに損害額が判定できるものについては当該通知書を受領してから、その他の損害であって一定期間を経過しなければ損害額の判定が困難なものについてはその損害額を明確に判定し得ることになったときから、原則として、それぞれ3ヶ月以内に実査を行うものとする。

ただし、損害木が広葉樹である場合は、これを補植又は改植する旨書面にて申請があった時を除き、原則として一生長期間経過後において実査を行うものとする。

### (概況調査)

第8条 概況調査は、災害の種類、填補の対象となる損害の有無等について次の各号により行う。

#### 一 災害状況の把握

災害情報を適時に収集し、災害の種類、発生時期、地域的広がり、特徴等の災害状況を把握するとともに、損害発生通知書の内容の検討を行う。

#### 二 保険事故認定資料の収集

前号による災害状況の把握に従い、次に掲げる保険事故認定資料の調査及び収集を行う。

##### イ 火災

警察署、消防署、市町村役場等において次の事項を調査する。

- (1) 出火及び鎮火の日時
- (2) 被害の状況
- (3) 火災の原因
- (4) 保険契約者又は被保険者の故意又は重過失の有無の判定資料
- (5) その他参考資料

##### ロ 気象災

気象観測所、市町村役場、森林組合等において、次の事項を調査する。

(1) 気象観測値等

気象観測値等の収集の項目及び期間は、災害の種類に応じておおむね別表第1のとおりとする。

(2) 被害の状況

(3) その他参考資料

ハ 噴火災

気象官署、火山観測所、市町村役場、森林組合等において、次の事項を調査する。

(1) 噴火記録等

(i) 収集項目

噴火の日時、概況、火山噴出物（溶岩、火山放出物及び火山ガスをいう。以下同じ。）の種類、性質、量、降下範囲、流動状態及び堆積の厚さ、地形変化並びに気象条件等

(ii) 収集期間

損害発生日を基準として、おおむね6日前から30日後までの期間

(2) 被害の状況

(3) その他参考資料

三 契約関係書類照合

損害発生通知書と保険証書（控）等に記載された保険の目的の所在地、被保険者、保険期間等を照合して、契約成立及び損害填補の対象となる損害の有無を確認する。

四 造林補助金関係書類照合

必要に応じ造林補助金関係書類と保険証書（控）等を照合して、樹種、面積、植栽本数等を確認する。

五 概況調査の取りまとめ

概況調査の結果を集約して、災害の種類、填補の対象となる損害の有無、損害発生地域、損害発生日等について取りまとめ、現地調査計画を立てる。

（現地調査）

第9条 現地調査は、概況調査の結果を基礎とし、保険契約者又は被保険者の立会いを求め、次の各号により行う。

一 現地確認

損害発生通知に係る保険の目的の所在地について保険契約申込書及び保険証書記載事項の現地照合を行い、契約の有効性、損害填補責任その他法令適合の有無について確認する。現地確認の結果、契約内容と実態が異なる場合で国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターの引受及び契約管理に関する規程（以下「引受契約管理規程」という。）第13条第1項各号に掲げる変更該当するときは、保険契約者又は被保険者の届出により保険証書の記載を更正する。

二 保険事故の認定

前号の現地確認により損害填補責任が確認された保険の目的について、事故の態様を調査し、次に掲げる内容により災害の種類を定めて保険事故の認定を行う。

ただし、復旧可能な損害等法令又はこの規程により損害填補の対象除外とされる損害についてはこの限りでない。

イ 火災

火災による災害で保険の目的の全部又は一部に損害が生じたもの

ロ 気象災

(1) 風害

台風等暴風による災害で保険の目的の全部又は一部に次のような事故が発生し、これにより損害が生じたもの

- (i) 根返り
- (ii) 傾斜
- (iii) 幹揺れ
- (iv) 幹折れ
- (v) 幹割れ
- (vi) 繊維切断
- (vii) 枝折れ

(2) 水害

降水又は出水による山くずれ、表面浸食、地すべり、土石流等の災害で保険の目的の全部又は一部に次のような事故が発生し、これにより損害が生じたもの

- (i) 根返り
- (ii) 埋没
- (iii) 流失

(3) 雪害

降・積雪、雨氷等による災害（なだれを含む。）で保険の目的の全部又は一部に次のような事故が発生し、これにより損害が生じたもの

- (i) 根返り
- (ii) 根抜け
- (iii) 傾斜
- (iv) 幹折れ
- (v) 繊維切断
- (vi) 枝折れ

(4) 干害

降水量過少等のため生じた乾燥による災害で、保険の目的の全部又は一部が枯死したもの

(5) 凍害

異常低温下における凍結、寒風又は降霜による災害で、保険の目的の全部又は一部が枯死したもの

(6) 潮害

高潮又は潮風による災害で、保険の目的の全部又は一部が枯死したもの

## ハ 噴火災

火山噴出物の噴出、地形変化等火山噴火に伴う災害で、保険の目的の全部又は一部に枯死又は次のような事故が発生し、これにより損害が生じたもの

- (1) 根返り
- (2) 根抜け
- (3) 傾斜
- (4) 幹折れ
- (5) 埋没
- (6) 流失
- (7) 焼損

## 三 局地気象災の認定

気象災は、相当広域にわたり発生するのを常例とするが、仮に1市町村において発生した場合等局地的に発生した場合は、特に綿密な調査を行い、その発生原因等を明らかにするものとする。

## 四 損害発生日の認定

損害発生日は、特段の証拠により認定できる場合にあってはその日とし、その他の場合にあっては次の規定に準拠して認定する。

### イ 火災

概況調査による出火の日とする。

### ロ 気象災

概況調査による気象観測値等の資料及び現地調査の結果並びに次の災害ごとの認定基準日を総合的に判断して認定する。

#### (1) 風害

風速最大の日とする。

#### (2) 水害

降水量最大の日とする。

#### (3) 雪害

積雪深最大の日とする。ただし、雨氷による損害にあっては降雨氷のあった日とし、なだれによる損害にあっては、気象官署等の報告によるなだれの発生日又は気温の急上昇、降雨等なだれの発生条件を備えた日とする。

#### (4) 干害

立木の生長期において、相当長期間無降水日が縦続する等の著しい乾燥期間の最終日、すなわち、当該乾燥期間に続く最初の降水日の前日とする。

#### (5) 凍害

凍結による損害については、立木の生長休止期にあっては異常低温の極値の日とし、生長期にあっては異常低温であり、かつ、最高、最低の気温の差が最大である日とし、寒風による損害については、一定期間低温、無降水、風等が継続した場合における当該異常気象期間の最終日とする。

#### (6) 潮害

気象官署等の報告による高潮の発生日又は台風等による風速最大の日とする。

## ハ 噴火災

気象官署等の報告による噴火の最大の日とする。

## 五 保険価額及び損害額の評価因子の調査

損害填補額算出の基礎となる損害発生日における保険価額及び損害額の評価因子は、樹種別にイ及びロの評価因子の調査を行う。

### イ 損害状況調査

損害状況調査は、以下の項目について関係者からの聴取り等により行う。

- (1) 保険の目的のうち健全木の状況
- (2) 保険の目的のうち損害木の状況
- (3) 近隣の同年次植栽木の状況
- (4) その他参考となる事項

### ロ 評価因子調査

評価因子調査は、以下の項目について行う。

#### (1) 面積

面積の調査は、保険契約に係る区域（以下「契約区域」という。）について申込書の見取り図等により現地照合の上、契約区域のうち損害の生じた区域（以下「損害区域」という。）において、契約内訳毎の面積、区域内の樹種別及び林齢別面積並びに損害区域内の損害率の異なる区画の面積について、次により行う。

- (i) 測量は、原則としてポケットコンパス、GNSS受信機、空中写真等により行うことができる。ただし、1ヘクタール未満の区域については、要点間の距離測量による簡易法によることができる。
- (ii) 成林後に林地がうっ閉する程度の岩石地、谷筋、歩道等は、除地の扱いは要しない。
- (iii) 樹種別及び林齢別に、立木を区画して面積を調査することが困難な場合は、それぞれの立木の生立本数の割合により区分して算出する。  
ただし、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター森林保険の引受条件に関する規程（以下「引受条件規程」という。）の第6条第2項の森林又は壮齢林（引受条件規程の別表第4の2の（1）の壮齢林をいう。以下同じ。）若しくは特用樹（引受条件規程の別表第4の4の特用樹をいう。以下同じ。）である場合は、林齢別面積の算出は行わないことができる。
- (iv) 一の損害区域内で損害率の異なる区画がある場合であっても、損害額等の算出に当たり、これを区画する必要がないときは、その区画の面積の算出は要しない。ただし、第9条第8号に該当する区域、及び該当しない区域がある場合には、それぞれの損害区域面積を測量すること。
- (v) 契約区域が全域にわたり災したとき、契約面積の根拠となった実測資料等がない場合には、契約区域を実測した面積（以下「実査面積」という。）を算出することになるが、その面積と契約面積が一致しない場合で、その差が別表第2の面積の許容誤差の範囲内である場合は、契約面積を実

査面積とみなすことができる。

- (vi) 契約区域が全域にわたり災したとき、契約面積の根拠となった実測資料等がある場合は、その資料及び保険契約申込書の見取図により、現地照合の上、その資料による面積を実査面積とみなすことができる。
- (vii) 契約区域が部分的に災したとき、損害区域の測量をした結果、契約面積を下回る場合で、契約面積の根拠となった実測資料がない場合は、契約面積を実査面積とみなすことができる。
- (viii) 契約区域が部分的に災したとき、損害区域の測量をした結果、契約面積を下回る場合で、契約面積の根拠となった実測資料等がある場合は、その資料及び保険契約申込書の見取図により、現地照合の上、その資料による面積を実査面積とみなすことができる。

## (2) 林齢

林齢の調査は、造林の年（新植年）を1年とし、損害発生の年までの経過年数を暦年により算出して行う。保険契約を締結した後に行われた植枯れ補充のための補植等で当初の保険の目的に含まれるとみなされるものについても同様とする。

## (3) 立木本数

- (i) 保険の目的が幼齢林（引受条件規程の別表第4の3の(1)の幼齢林をいう。以下同じ。）の場合は、立木本数の調査は、方形（円形）標準地調査法、代替地調査法、損害木（健全木）実数調査法及び全数調査法等により行うこととし、現地の損害の状況により適切な方法を選択する。

### a 方形（円形）標準地調査法

損害区域内に設けた方形（円形）標準地により立木本数を算出する調査法である。この場合において、標本設計の標準は、抽出率が損害区域面積の3パーセント以上で、かつ、標本数が30本以上とする。

ただし、第19条第1号及び第2号のイに規定する損害態様にあつては、標本設計の標準は、標本数20本以上とする。

標準地は0.01ヘクタールの区画とすることを基本とし、標本設計の標準を満たすよう、必要な個数を分散して設定する。ただし、標本数100本以上確保できる場合は、上記標本設計の標準の抽出率を下回ることができる。また、標準地が6個（0.06ヘクタール）以上必要な場合には、標準地の1区画当たりの面積を0.01ヘクタール単位で調整して5箇所にとめることができる。

### b 代替地調査法

干害又は凍害による被害を除き、損害区域内の立木が消失し、確認できない場合、若しくは風害又は雪害により損害区域の立木の全部が損害を受け、かつ、損害区域の調査の実施において安全の確保が困難な場合に、同一契約区域の未被害箇所において設けた標準地により損害区域の立木本数を推定する調査法である。この場合において抽出率等の標本設計は方形（円形）標準地調査法と同様とし、立木はすべて損害木として

取り扱う。ただし、初回罹災など損害直前の林相が一様の場合は標本設計を標準地0.01ヘクタール以上で、かつ、標本数が20本以上とすることができる。

また、以下の条件をすべて満たす場合は、標準地を設けず、次の算式により算出した本数を亡失した損害木本数とみなすことができる。

$$\text{亡失した損害木本数} = \frac{\text{契約区域の植栽本数}}{\text{契約区域の植栽面積}} \times \text{損害区域面積}$$

(亡失した損害木本数とみなす条件)

- (a) 水害による罹災であること
- (b) 損害発生日が植枯れ率適用期間であること
- (c) 初回罹災であること
- (d) 森林病虫獣害が現地及び周辺で起こっていない又はそれらによる損害の割合や可能性が低いと推定されること
- (e) 植栽本数及び植栽面積の証として補助金申請の検査書類等の写しを提出できること

なお、第19条第1号に規定する損害態様の場合は、標準地を設けず、損害時林齢の限界生立本数に契約時の立木度及び損害区域面積を乗じて得られる本数(損害直前生立本数)を損害本数とする。

c 損害木(健全木)実数調査法

損害が軽微(甚大)であり、損害木の立木本数又は健全木の立木本数が非常に少ないときに実施する調査方法で、損害木又は健全木を全数調査した上で、標準地により損害区域の損害直前生立木本数を推定する方法である。この場合において抽出率等の標本設計は方形(円形)標準地調査法と同様とする。

d 全数調査法

調査対象区域が小面積であること等により標本調査の実施が不適当な場合に実施する調査方法で、損害区域内の全ての立木について調査する方法である。

(ii) 損害区域の立木は、その態様により次の区分を行うものとする。

a 健全木

いかなる損害も受けていない立木並びに第3条第2項第2号一及び二に規定する填補対象外の損害を受けた立木

b 損害木

第3条に規定する填補対象となる損害を受けた立木

ただし、以下の条件をすべて満たす場合には、次の算式により算出した本数を亡失した損害木とみなすことができる。

標準地（損害区域）の 亡失した損害木本数  $= \frac{\text{契約区域の植栽本数}}{\text{契約区域の植栽面積}} \times \text{標準地（損害区域）面積}$

- － 標準地（損害区域）の健全木本数
- － 標準地（損害区域）の損害木本数
- － 標準地（損害区域）の被害木本数

（亡失した損害木本数とみなす条件）

- (a) 干害、凍害及び潮害による罹災であること
- (b) 損害木の亡失により損害率が過小に評価され、適切な調査ができないと判断したもの
- (c) 損害発生日が植枯れ率適用期間であること
- (d) 初回罹災であること
- (e) 実際の損害木が残っているなど、保険事故の認定が可能であること
- (f) 森林病虫獣害が現地及び周辺で起こっていない又はそれらによる損害の割合や可能性が低いと推定されること
- (g) 植栽本数及び植栽面積の証として補助金申請の検査書類等の写しを提出できること

c 被害木（填補対象外）

第3条第2項第三号及び第四号に規定する填補対象外の損害を受けた立木

ただし、被害木に区分した立木の本数については報告を省略できる

（4）損害後に点在する健全木で改植するものの取扱い

保険の目的のうち損害後に残存する健全木が、損害直前生立本数（2回目以後の損害の場合は当初の損害直前生立本数をいう。以下第8号において同じ。）のおおむね10パーセント以下となり、かつ、契約地に点在する場合で、これを伐採して改植することが必要で、かつ、確実と認められるものは、損害木に算入することができる。

（5）損害後にぼう芽した立木の取扱い

損害木が広葉樹である場合で、調査時点においてぼう芽しており、健全木と差異のない成林をすると認められるものは、損害木に含めないものとする。

（6）立木材積及び素材材積等

保険の目的が壮齡林である場合は、立木材積及びそれらの立木から生産が見込まれる素材等の数量（以下「素材材積等」という。）を、次により調査する。

(i) 立木材積及び素材材積等の調査は、方形（円形）標準地調査法、代替地調査法、損害木（健全木）実数調査法及び全数調査法等により行うこととし、現地の損害の状況により適切な方法を選択する。

a 方形（円形）標準地調査法

損害区域内に設けた方形（円形）標準地により、契約区域及び損害区

域の損害直前の立木材積並びに損害区域の損害直前及び損害後の素材材積等（以下、損害区域の立木材積等という。）を算出する。この場合において、標本設計の標準は、抽出率が5パーセント以上で、かつ標本数10本以上とする。

標準地は0.01ヘクタールの区画とすることを基本とし、標本設計の標準を満たすよう、必要な個数を分散して設定することとする。ただし、標本数100本以上確保できる場合は、上記標本設計の標準の抽出率を下回ることができる。また、標準地が6個（0.06ヘクタール）以上必要な場合には、標準地の1区画の面積を0.01ヘクタール単位で調整して5箇所にとめることができる。

なお、調査対象区域が小面積であること等により標本調査の実施が不適当な場合は、全数調査により行う。

b 代替地調査法

干害又は凍害による被害を除き、損害区域内の立木が消失し、確認できない場合、若しくは風害又は雪害により損害区域の立木の全部が損害を受け、かつ、損害区域の調査の実施において安全の確保が困難な場合に、同一契約区域の未被害箇所において設けた標準地により損害区域の立木材積等を推定する調査法である。この場合において抽出率等の標本設計は方形（円形）標準地調査法と同様とし、立木はすべて損害木として取り扱う。ただし、初回罹災など損害直前の林相が一樣の場合は標本設計を標準地0.01ヘクタール以上で、かつ、標本数が10本以上とすることができる。

なお、第19条第1号に規定する損害態様の場合は、近隣の同樹種同齡級の箇所において標準地を設ける。

c 全数調査法

調査対象区域が小面積であること等により標本調査の実施が不適当な場合に実施する調査方法で、損害区域内の全ての立木について調査する方法である。

(ii) 材積評価による評価契約に係る罹災、普通契約に係る平成31年3月31日以前の罹災においては、損害区域の壮齡林の立木は、その態様により次の区分（以下「損害後の立木区分」という。）を行うものとする。

普通契約に係る平成31年4月1日以降の罹災においては、損害木はすべてD級損害木に区分する。

a 健全木

いかなる損害も受けていない立木並びに第3条第2項第2号一及び二に規定する填補対象外の損害を受けた立木（梢端部における樹高の1割程度の被害の生立木で、健全木の利用率（「別表第6損害木の損害後の利用率」の標準利用率）に影響のないものを含む）

b 損害木

第3条に規定する填補対象の損害を受けた立木

(a) A級損害木

根返り又は梢端折れ等によるもので、根元から材長の4分の3以上の用材利用ができるもの

(b) B級損害木

折損点等が高く、元玉の4メートル採材ができるもの  
ただし、A級損害木に該当する立木を除く。

(c) C級損害木

折損点等が低く、元玉の4メートル採材ができないもの

(d) D級損害木

幹割れ等により、用材の採材ができないもの

ただし、広葉樹のB級及びC級の元玉の材長については、地域の実態を勘案して設定するものとする。

C 被害木（填補対象外）

第3条第2項第三号に規定する填補対象外の損害を受けた立木

ただし、被害木に区分した立木の本数については報告を省略できる

- (iii) 損害木に係る損害後の立木区分別の立木の胸高直径及び樹高により損害直前の立木材積を算出するとともに、胸高直径級別に選定した標準木について、損害直前及び損害後の素材等の材種、長さ、径、素材材積等を調査する。

ただし、第18条第2号のなお書きの規定が適用される針葉樹の場合については、損害後の立木区分別の胸高直径別本数のみの調査とすることができるものとする。

(7) 損害率

損害率は、幼齡林、壯齡林の別に応じ、(i)又は(ii)の算式により算出し、パーセントを単位とし、小数第1位を四捨五入して整数止めで表示する。  
引受条件規程の第15条第1項第3号から第5号までに掲げる立木の損害率は、幼齡林の損害率に準じて算出する。

$$(i) \text{ 幼齡林の損害率} = \frac{\text{損害木の立木本数}}{\text{損害区域の損害直前生立木本数}} \times 100$$

$$(ii) \text{ 壯齡林の損害率} = \frac{\text{損害木の立木材積}}{\text{損害区域の損害直前立木材積}} \times 100$$

(8) 実損面積

保険事故の発生に伴う実損害面積（以下「実損面積」という。）は、損害区域面積に損害率を乗じて算出し、ヘクタールを単位とし、小数第3位を四捨五入して第2位止めとする。

(9) その他

保険の目的が壯齡林である場合は、(1)から(8)までの評価因子に加え、次の評価因子を調査する。

- (i) 素材等の市場単価は、損害直前及び損害後の立木から生産が見込まれる素材等のそれぞれについて、材種別等の平均市場単価を算出する。
- (ii) 資本回収期間は、損害直前及び損害後の立木の伐出事業のそれぞれについて算出する。
- (iii) 施設費以外の素材等の単位数量当たりの事業費は、損害直前及び損害後の立木の伐出事業のそれぞれについて算出する。損害の前後において工期の異なる作業がある場合は、それぞれ独自に算出するほか、実態に即し損害直前の工期をおおむね20パーセント（特別の事情があるときは30パーセント）の範囲内で修正した工期をもって損害後の工期とすることができる。なお、当面の間、別表第3によることとする。
- (iv) 施設費の総額は、損害直前及び損害後の立木の伐出事業のそれぞれについて算出する。

(10) 評価契約に係る調査の留意事項

調査対象が評価契約による保険の目的である場合は、契約時の評価内容を現地照合しつつ、調査を行う。

六 継続的保険事故の取扱い

一つの保険事故の実査前において、他の保険事故が発生し、前者の損害の区分が不可能な場合は、一括して後の保険事故による損害とみなして実査を行うことができる。

七 他の保険契約

損害填補対象の保険の目的に係る他の保険契約について調査する。

八 森林施業継続不能による契約の失効

残存木が損害直前生立本数のおおむね20パーセント以下となり、当該残存木のみでは森林を構成することができず、施業継続不能と認められる保険の目的に係る保険契約については、失効として取り扱うものとする。

九 現地写真の撮影

保険の目的の損害の状況について第2号及び第5号の調査記録として写真の撮影をおこなうものとする。

十 現地調査の取りまとめ

現地調査の結果を集約し、保険の目的ごとに、損害認定を可とする場合にあっては、災害の種類、損害発生日、実査面積、保険価額、損害額、他の保険契約等について、損害認定を否とする場合にあっては、その理由等について、取りまとめる。

(実査報告等の様式)

第10条 第6条から第9条の損害実地調査等の様式は、次に掲げる各号のとおりとする。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 一 森林保険損害調査報告書   | 別紙 様式第2号 |
| 二 森林保険損害調査書     | 別紙 様式第3号 |
| 三 森林保険損害調査書（付表） |          |
| イ 幼齢林           | 別紙 様式第4号 |

ロ 壮齡林	別紙 様式第 5 号
四 保険事故認定書	別紙 様式第 6 号
五 局地気象災補充調書	別紙 様式第 7 号

2 前項各号の報告書等は、損害発生通知書を受理してから、原則として、3ヶ月以内に理事長に報告するものとする。

(様式の区分等)

第11条 様式の区分等は、次に定めるとおりとする。

- 一 森林保険損害調査書は、幼齡林・壮齡林共通とし、森林保険損害調査書（付表）を添付する。
- 二 火災の場合は、市町村役場又は消防署等の公的機関が発行する罹災証明書の添付をもって保険事故認定書に替えることができる。
- 三 局地気象災補充調書は、第9条第3号の規定に該当する森林保険損害調査報告書に添付する。

(添付資料)

第12条 第9条第9号に規定する、現地写真については、すべての損害について添付する。

2 大規模な損害については、その損害の程度に応じ、別表第4の添付資料を添付する。

(様式の特例)

第13条 第10条に定める様式により難しいときは、別途理事長の承認を受けた様式によることができる。

## 第5章 損害填補額（保険金）

(損害填補額算出の基礎となる保険金額)

第14条 損害填補額算出の基礎となる保険金額は、次に掲げる各号のいずれかの金額とする。

一 保険契約と実態が一致している場合

損害填補額算出の基礎となる保険金額は、損害発生日における契約保険金額とする。この場合において、保険期間が1年を超え、かつ、年ごとに保険金額を異にする保険契約にあっては、当該額は、保険期間の単位を1年として算定したときの損害発生日の属する保険期間に対応する契約保険金額とする。

二 保険契約と実態が異なる場合

実査の結果、保険契約と実態が異なる場合は、第9条第1号及び第5号のロの(1)の(v)により処理するものを除き、契約管理事務により契約変更を行うことを基本とする。ただし、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター森林保険の引受及び契約管理事務に関する規程」第14条第1項及び第3項による契約の全部又は一部の解除に伴い契約の効力が消滅する日と、解除の事由が発生

した日が異なることにより、保険契約と実態が異なる場合は次により取り扱う。

イ 面積が異なる場合

実査面積と契約面積が異なる場合は次による。

- (1) 実査面積が契約面積より小さい場合の損害填補額算出の基礎となる保険金額は、次の算式により算出する。

$$\text{損害填補額算出の基礎となる保険金額} = \text{契約保険金額} \times \frac{\text{実査面積}}{\text{契約面積}}$$

- (2) 実査面積が契約面積より大きい場合の損害填補額算出の基礎となる保険金額は、契約保険金額とする。

ロ 樹種等が異なる場合

樹種、林齢等（以下「樹種等」という。）が異なる場合の損害填補額算出の基礎となる保険金額は、次の算式により算出する。この場合において、同算式中「払込保険料」及び「保険料率」は、それぞれ損害発生日の属する保険料期間に係るものとし、払込保険料につき割引計算が行われている場合の保険料率は、当該率に保険料割引率を乗じた数値とする。ただし、その額が保険価額を超えるときは、保険価額に相当する額とする。

$$\text{損害填補額算出の基礎となる保険金額} = \frac{\text{契約時の払込保険料}}{\text{契約時における真の樹種等に対応する保険料率}} \times 1,000$$

（割当て保険金額）

第15条 損害填補額算出の基礎となる保険金額のうち損害区域に対応する額（以下「割当て保険金額」という。）は、次の算式により算出する。

$$\text{割当て保険金額} = \text{第14条の規定による保険金額} \times \frac{\text{損害区域面積}}{\text{実査面積}}$$

（損害填補額算出の基礎となる保険価額）

第16条 損害填補額算出の基礎となる保険価額は、保険契約の区分に従い、保険の目的につき、次に掲げる各号により算出する。

一 普通契約

イ 幼齢林

損害発生日における樹種及び林齢に対応する別表第5の標準保険価額を基礎として、次の算式により算出する。ただし、同算式中立木度は、引受条件規程の別表第4の3の(3)のイに規定する立木度で、同規程に規定する立木度の算式中「立木のヘクタール当たり生立本数」を「立木のヘクタール当たり損害直前生立本数」と読み替えて適用した場合の数値とし、その数値が1以上のときは1とし、1未満の端数は、小数第3位を四捨五入して第2位止めとする（以下立木度の規定において同じ。）。

$$\text{保険価額} = \text{標準保険価額} \times \text{立木度} \times \text{実査面積}$$

#### ロ 壮齡林

引受条件規程の別表第4の2の規定により、評価時点を損害直前として評価した場合の立木の評価額とする。

#### 二 評価契約

契約保険金額の基礎とされた立木の評価額（以下「契約評価額」という。）とする。ただし、契約評価額が引受条件規程の別表第4の規定により、評価時点を損害直前として評価した場合の立木の評価額（以下「損害直前評価額」という。）と著しく異なるときは、損害直前評価額とする。

（割当て保険価額）

第17条 損害填補額算出の基礎となる保険価額のうち損害区域に対応する額（以下「割当て保険価額」という。）は、損害区域の保険の目的について前条の規定を適用して算出される額とする。

$$\text{割当て保険価額} = \text{保険価額} \div \text{実査面積} \times \text{損害区域面積}$$

（損害木の利用価額）

第18条 損害額算出の基礎となる損害木に係る損害直前及び損害後の利用価額は次により算出する。ただし、幼齡林については、損害木に係る損害後の利用価額はないものとし、この算出は行わない。

#### 一 損害直前利用価額

損害木に係る損害直前の利用価額（以下「損害直前利用価額」という。）は、引受条件規程の別表第4の規定により、評価時点を損害直前とした場合の当該立木の評価額とする。

#### 二 残存利用価額

損害木に係る損害後の利用価額（以下「残存利用価額」という。）は、引受条件規程の別表第4の規定により評価時点を損害直後として評価した場合の当該損害木の評価額とする。

なお、針葉樹の損害木の損害後の利用率は、別表第6によることができるものとする。

（損害額）

第19条 損害額は、次に掲げる各号により算出する。

#### 一 全損の場合

保険の目的の全部の損害で、残存利用価額がないもの（以下「全損」という。）の損害額は、第16条の規定による保険価額に等しいものとする。

#### 二 分損の場合

保険の目的の一部の損害（以下「分損」という。）の場合の損害額は、その損害の態様に従い次のいずれかの規定により算出する。

イ 損害区域の保険の目的の全部の損害

前号に掲げる場合を除き損害区域の保険の目的の全部が損害を受け、その残存利用価額がない場合の損害額は、当該区域の割当て保険価額に等しいものとする。

ロ 全域にわたる保険の目的の部分的損害

保険の目的が全域にわたり部分的損害を受けた場合の損害額は、幼齢林の場合は（１）の算式により算出することとし、壮齢林の場合は（２）又は（３）の算式により算出する。

$$(1) \quad \text{幼齢林の損害額} = \text{第16条の規定による保険価額} \times \frac{\text{実損面積}}{\text{実査面積}}$$

$$(2) \quad \text{壮齢林の損害額} = \text{損害直前利用価額} - \text{残存利用価額}$$

$$(3) \quad \text{契約評価額を用いた壮齢林の損害額} = \text{契約評価額を基に算出した利用価額} - \text{契約評価額を基に算出した残存利用価額}$$

ハ 損害区域の保険の目的の部分的損害

損害区域の保険の目的が部分的場害を受けた場合の損害額は、ロの算式中「第16条の規定による保険価額」を「第17条の規定による割当て保険価額」と、「実査面積」を「損害区域面積」と読み替えてロを適用して得られる額とする。

（損害填補額）

第20条 損害填補額は、第14条から第17条及び第19条の規定による損害填補額算出の基礎となる保険金額、保険価額及び損害額に基づき、次に掲げる各号の算式により算出する。

一 第19条第1号及び第2号のロの規定により損害額が算出される場合

$$\text{損害填補額} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

二 第19条第2号のイ及びハの規定により損害額が算出される場合

$$\text{損害填補額} = \text{損害額} \times \frac{\text{割当て保険金額}}{\text{割当て保険価額}}$$

2 森林保険法（昭和12年法律第25号。）第10条第2項のとき又は保険金額（割当て保険金額）が保険価額（割当て保険価額）と同額であるとき若しくはこれを超えるときは、前項の規定にかかわらず、損害額に等しいものとする。

第6章 保険金の請求等

(保険金の請求)

第21条 被保険者が保険金及び保険金支払いに伴う返還保険料の請求をしようとするときは、保険金支払及び保険料返還請求書 兼 保険金等の支払い金額に関する同意書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書（以下請求書という。別紙様式第8号又は8号の1（質権者及び分離請求者が設定されていない場合は使用できる）。）に保険証書を添えて理事長に提出しなければならない。なお、平成7年4月15日以降に締結した保険契約で、被保険者と保険契約者が同一の場合及び損害発生通知書が保険契約者から提出された場合は保険証書の添付を省略することができる。また、当該保険金請求権に質権者又は当該返還保険料請求権に分離請求者が設定されている場合には、それらの権利者の意向に従って請求を行わなければならない。なお、被保険者の受領分については本人が受領するほか、被保険者が請求書に保険金等の受領に関する権限を委任する旨表示し押印することにより、指定する者（受任者）に委任することができる。ただし、既存の書類により、被保険者が保険金等の受領に関する権限を受任者に委任していると見なせる場合には、その写しを添付することにより請求書の被保険者欄の押印は省略することができる。

2 前項に係る保険金支払請求を理事長に提出するときは、第4条第2項に準じて行うこととする。

3 理事長は、第1項の規定による保険金支払請求書の提出があつた場合において、保険金を支払うべきでないと認めたときは、その旨を被保険者に通知しなければならない。この場合において、当該保険金支払請求書の提出が保険目的の一部について損害を生じたことによるものであるときは、保険証書を保険契約者に返還しなければならない。

4 理事長は、保険目的の一部について保険金の支払をしたときは、保険証書にその旨を記載し、これを保険契約者に返還しなければならない。

(損害填補後の契約の更正)

第22条 り災後はり災状況に基づき森林保険契約を以下のとおり更正する。

一 「全損の場合」又は「全域にわたる保険の目的の部分的損害で第9条第8号の規定に該当する場合」

失効とする。

二 分損の場合

以下のとおり更正を行う。

イ 「損害区域の目的の全部の損害の場合」又は「損害区域の保険の目的の部分的損害で第9条第8号に該当する場合」（契約区域の一部が失効となる場合）

(1) 残存契約面積＝実査面積－失効となる面積

(2) 残存実面積＝実査面積－失効となる面積

(3) 残存保険金額＝残存実面積 ×  $\frac{\text{契約保険金額}}{\text{実査面積}}$

ロ 「全域にわたる保険の目的の部分的損害の場合」かつ「第9条第8号に該当しない場合」並びに「損害区域の保険の目的の部分的損害の場合」かつ「第9条第8号に該当しない場合」

(1) 残存契約面積＝実査面積

(2) 残存実面積＝実査面積－実損面積

(3) 残存保険金額＝残存実面積 ×  $\frac{\text{契約保険金額}}{\text{実査面積}}$

(再り災時の読み替え)

第23条 契約期間内における2回目以降のり災（以下「再り災」という。）があった場合には、以下のとおり読み替えるものとする。

一 「契約面積」は「残存契約面積」と読み替える。

二 「実損面積」は第9条第5号ロ（8）の文中の「損害区域面積」を『「損害区域面積×残存実面積／残存契約面積」を小数第3位で四捨五入したもの』と読み替えて得られる面積とする。

三 保険契約と面積の実態が異なる場合の「損害填補額算出の基礎となる保険金額」は第14条第2号イ（1）の算式中「契約保険金額」を「残存保険金額」と、「契約面積」を「残存契約面積」と読み替えて得られる額とする。

四 「割当て保険金額」は第15条の算式中「損害区域面積」を『「損害区域面積×残存実面積／残存契約面積」を小数第3位で四捨五入したもの』と読み替えて得られる額とする。

五 幼齢林の「保険価額」は第16条第1号イの算式中「実査面積」を「残存契約面積×残存実面積／残存契約面積」と読み替えて得られる額とする。

六 「割当て保険価額」は第17条の算式中「損害区域面積」を『「損害区域面積×残存実面積／残存契約面積」を小数第3位で四捨五入したもの』と読み替えて得られる額とする。

七 「幼齢林の損害額」は第19条第2号ロの算式中「実査面積」を「残存契約面積」と読み替えて得られる額とする。

八 損害区域の保険の目的が部分的損害を受けた場合の「幼齢林の損害額」は第19条第2号ハの算式中「損害区域面積」を『「損害区域面積×残存実面積／残存契約面積」を小数第3位で四捨五入したもの』と読み替えて得られる額とする。

九 「損害填補後の契約の更正」においては第22条第2号イ（3）及び同号ロ（3）の算式中「契約保険金額」を「残存保険金額」と、「実査面積」を「残存契約面積」と読み替えて得られる面積又は額とする。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 27 森林保業第 1177 号）  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 23 日 28 森林保業第 219 号）  
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日 28 森林保総第 346 号）  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 13 日 29 森林保業第 158 号）  
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 31 日 29 森林保業第 221 号）  
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 森林保業第 392 号）  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日 30 森林保業第 385 号）  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日 元森林保業第 417 号）  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日 2 森林保業第 407 号）  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 3 森林保業第 342 号）  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日 5 森林保業第 268 号）  
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 気象観測値等の収集の項目及び期間の標準

災害の種類	収 集 項 目						収 集 期 間	
	気 温	降 水 量	風	日 照	積 雪	概況等	始 期	終 期
風 害		○	○			○	3日前	3日後
水 害		○				○	6日前	3日後
雪 害	○	○	○		○	○	6日前	3日後
干 害	○	○		○		○	60日前	30日後
凍 害	○	○	○	○	○	○	60日前	30日後
潮 害		○	○			○	3日前	3日後

注:収集期間は、損害発生日を基礎として算出する。

別表第2 面積の許容誤差

実 査 面 積	面積の許容誤差
0.5ha未満	$\frac{7}{100}$
0.5ha以上～1ha未満	$\frac{6}{100}$
1ha以上	$\frac{5}{100}$

**別表第3 損害後の係数修正率**

作業種	作業形態	係数修正率
伐木造材 (皆伐)	チェーンソー	20%
	プロセッサ併用	10%
集材	トラクタ集材	10%
	林内作業車集材	
	クレーン集材	

注1 伐木造材作業の損害後の係数修正率については、被害木の伐倒作業及び造材作業に支障をきたす根返り、根抜、傾斜、幹折れなどの被害態様のみられるものに限って適用すること。具体的な損害後の係数修正率は20%とする。

ただし、「プロセッサ併用」については、先山の全木・全幹伐倒作業にチェーンソーを、土場において集材された全木・全幹材の造材作業にプロセッサを使用する形態であることから、損害後の係数修正率は10%とする。

注2 トラクタ集材、林内作業車集材及びクレーン集材の損害後の係数修正率については、被害木の集材作業に支障をきたす根返り、根抜などの被害態様のみられるものに限って適用すること。具体的な損害後の係数修正率は10%とする。

**別表第4 添付資料**

損害の程度	実損面積3ha以上又は損害填補額300万円以上
添付資料	
損害区域の測量野帳	○
損害区域の実測図	○
損害区域の位置図	○

注 1 現地写真は別途添付すること。

2 実測図の標準縮尺は、1ha未満については1/500～1/1,000、1～5haについては1/2,000、5ha以上については1/3,000とし、位置図の縮尺は1/50,000とする。

3 規程第9条5号のロの(1)の(vi)より処理する場合は、「契約面積の根拠となった実測資料等」及び「損害区域の位置図」により「添付資料」とすることができる。

4 GNSS受信機等による測量の場合、損害区域の測量野帳の添付は原則不要とするが、測量により得られた電子データを提出すること。

5 添付資料については、電子データでの提出も可とする。

別表第5 標準保険価額

(単位:ha当たり円)

林齢	樹種			
	すぎ	ひのき	その他針葉樹	広葉樹
1年	1,010,000	1,010,000	800,000	580,000
2	1,190,000	1,190,000	920,000	670,000
3	1,440,000	1,440,000	1,080,000	750,000
4	1,660,000	1,660,000	1,190,000	840,000
5	1,880,000	1,880,000	1,310,000	880,000
6	2,120,000	2,120,000	1,380,000	930,000
7	2,230,000	2,220,000	1,440,000	970,000
8	2,340,000	2,330,000	1,510,000	1,150,000
9	2,590,000	2,590,000	1,680,000	1,150,000
10	2,720,000	2,720,000	1,760,000	1,150,000
11	2,720,000	2,720,000	1,760,000	1,150,000
12	2,720,000	2,720,000	1,760,000	1,160,000
13	2,720,000	2,730,000	1,760,000	1,160,000
14	2,720,000	2,730,000	1,760,000	1,170,000
15	2,730,000	2,740,000	1,760,000	1,170,000
16	2,730,000	2,750,000	1,760,000	1,180,000
17	2,730,000	2,770,000	1,760,000	1,190,000
18	2,740,000	2,780,000	1,760,000	1,200,000
19	2,740,000	2,800,000	1,760,000	1,210,000
20	2,750,000	2,820,000	1,760,000	1,220,000
21	2,750,000	2,840,000	1,770,000	1,230,000
22	2,760,000	2,870,000	1,770,000	1,240,000
23	2,770,000	2,890,000	1,770,000	1,260,000
24	2,770,000	2,920,000	1,770,000	1,270,000
25	2,780,000	2,950,000	1,770,000	1,290,000
26	2,790,000	2,990,000	1,770,000	1,310,000
27	2,800,000	3,020,000	1,770,000	1,320,000
28	2,810,000	3,060,000	1,770,000	1,340,000
29	2,820,000	3,100,000	1,770,000	1,360,000
30	2,830,000	3,140,000	1,770,000	1,380,000
31	2,840,000	3,180,000	1,770,000	1,410,000
32	2,860,000	3,230,000	1,770,000	1,430,000
33	2,870,000	3,280,000	1,770,000	1,450,000
34	2,880,000	3,330,000	1,770,000	1,480,000
35	2,900,000	3,380,000	1,770,000	1,500,000
36	2,910,000	3,430,000	1,780,000	1,530,000
37	2,930,000	3,490,000	1,780,000	
38	2,940,000	3,550,000	1,780,000	
39	2,960,000	3,610,000	1,780,000	
40	2,980,000	3,670,000	1,780,000	
41	2,990,000	3,730,000	1,780,000	
42	3,010,000	3,800,000	1,780,000	
43	3,030,000	3,870,000	1,780,000	
44	3,050,000	3,940,000	1,780,000	
45	3,070,000	4,010,000	1,790,000	
46	3,090,000	4,090,000	1,790,000	
47	3,110,000	4,170,000	1,790,000	
48	3,130,000	4,250,000	1,790,000	
49	3,150,000	4,330,000	1,790,000	
50	3,180,000	4,410,000	1,790,000	
51	3,200,000	4,500,000	1,790,000	
52	3,220,000	4,580,000	1,800,000	
53	3,250,000	4,670,000	1,800,000	
54	3,270,000	4,770,000	1,800,000	
55	3,300,000	4,860,000	1,800,000	
56	3,320,000	4,960,000	1,800,000	
57	3,350,000	5,060,000	1,800,000	
58	3,380,000	5,160,000	1,810,000	
59	3,400,000	5,260,000	1,810,000	
60	3,430,000	5,360,000	1,810,000	
61	3,460,000	5,470,000	1,810,000	
62		5,580,000		
63		5,690,000		
64		5,800,000		
65		5,920,000		
66		6,040,000		

別表第6 損害木の損害後利用率

立木材積の 範 囲	対応胸高 直 径	標 準 利用率	損害木の損害後利用率		
			A 級	B 級	C 級
m <sup>3</sup>	cm				
0.01 ~ 0.05	8 ~ 10	0.56	0.53	0.40	0.22
0.06 ~ 0.12	12 ~ 14	0.65	0.61	0.47	0.25
0.13 ~ 0.21	16 ~ 18	0.71	0.67	0.51	0.28
0.22 ~ 0.33	20 ~ 22	0.77	0.72	0.55	0.30
0.34 ~ 0.49	24 ~ 26	0.82	0.77	0.59	0.32
0.50 ~ 0.66	28 ~ 30	0.85	0.80	0.61	0.33
0.67 ~ 0.87	32 ~ 34	0.86	0.81	0.62	0.34
0.88 ~ 1.12	36 ~ 38	0.87	0.82	0.63	0.34
1.13 ~ 1.40	40 ~ 42	0.88	0.83	0.63	0.34
1.41 ~	44 ~	0.88	0.83	0.63	0.34

注 D級損害木の損害後利用率は1とする。

# 森林保険損害発生通知書

兼 個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長 殿

保険契約者 下  
住所 \_\_\_\_\_

被保険者 \_\_\_\_\_  
(フリガナ)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
TEL \_\_\_\_\_

※ 「保険契約者」、「被保険者」欄について、該当する□に✓チェックをしてください。  
(保険契約者と被保険者が同一の場合は、両方に☑)

下記のとおり、森林保険の目的たる森林が罹災したので、通知します。  
また、以下の2点について同意します。

- ① 本書面の裏面の個人情報の取扱いに同意します。
- ② 造林補助金の交付申請に係る書類に記載された個人情報を含む情報を森林保険の保険金支払いの判断、保険契約の管理及び履行、契約解除後及び契約期間終了後における管理に利用することを承諾します。

### 記

1 証書番号  
内訳番号

県コード	年度	番号	枝番	内訳番号
				-

※一括契約等の場合は、内訳番号以下、別紙に記入のこと。

- 2 災害名 (該当番号に○)
- (1) 火災
  - (2) 気象災 ( ① 風害 ② 水害 ③ 雪害 ④ 干害 ⑤ 凍害 ⑥ 潮害 )
  - (3) 噴火災
- ※(2)気象害の種類がわかる場合は①～⑥に○を記入のこと。

- 3 損害発生日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ※不明の場合は、記入する必要はありません。

- 4 損害の概況 (該当番号に○)
- (1) 契約区域 ① 全域 ② 一部
  - (2) 損害程度 ① ひどい ② 中程度 ③ 軽微
- (契約区域に対する割合) (おおむね7割以上) (おおむね5割程度) (おおむね3割以下)

- 5 森林の所在地 \_\_\_\_\_  
上記の所在地に他契約(旧森林共済セット保険や補植による新規契約等)が有る場合は □にチェックをして下さい。(不明の場合は窓口へ問合せをお願いします。)

委託先及び再委託先 記入欄(※通知者は点線の枠内は記入する必要はありません。)

以下①～④の該当する箇所に必ず☑してください。(①か②に該当する場合は③、④は☑不要)

- ① 森林組合または森林組合の役職員が所有する森林(※当該森林組合は損害実地調査不可。)
- ② 森林組合連合会または森林組合連合会の役職員が所有する森林  
(※損害実地調査前に森林保険センターから事前了解を得る必要あり。)
- ③ 水源林造成事業において分収する森林で上記二項に該当しない場合  
(※委託先及び再委託先による損害実地調査可。)
- ④ 上記に該当しない森林(※委託先及び再委託先による損害実地調査可。)

再委託先受理日	年 月 日
委託先受理日	年 月 日

### 個人情報の取扱いについて

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、本契約に関する個人情報(本契約に関する各種申請書、森林保険損害調査書等に記載される個人情報を含む)について、「国立研究開発法人森林研究・整備機構個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を遵守するとともに、以下の①～⑭の利用及び提供を行うことがあります。

- ① 保険引受及び保険金支払いの判断
- ② 本契約の管理及び履行
- ③ 法令上の権利の行使及び義務の履行
- ④ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑤ 付帯サービスの提供
- ⑥ 業務統計の作成
- ⑦ 市場調査、データ分析、アンケート等の実施
- ⑧ 契約解除後及び契約期間終了後における管理
- ⑨ ダイレクトメールの発送等森林保険に関する情報提供及び提案
- ⑩ 研究開発成果に関する情報提供
- ⑪ 災害による林業の再生産の阻害の防止や林業経営の安定に資するための研究開発
- ⑫ 適切な業務の遂行に必要な範囲での金融機関、国及び地方公共団体への提供
- ⑬ 森林保険に関する企画及び立案並びに推進に関する事務に必要な範囲での国への提供
- ⑭ その他森林保険の適正な運営と契約の適正かつ円滑な履行等を行うための利用



(様式第2号)

年度第 回森林保険損害調査報告書

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長 殿

(委託先)

森林保険契約地に係る損害実地調査の結果を、別紙のとおり関係書類を添えて報告する。  
なお、保険金支払及び保険料返還請求書を別添のとおり併せて送付する。

(別紙)

報告番号	災害の種類	保険の目的の 所在市町村名	被保険者氏名	備考
計			件	

- 注 1 損害認定を可とするものを先に掲記し、否とするものを後に掲記する。  
2 関係書類として、森林保険損害調査書並びに必要な応じて保険事故調査書及び損害否認理由書を添付する。



(様式第3号)

# 森林保険損害調査書

調査員	所属		調査員 出発地	
	氏名		下車地点 までの距離	
立会人氏名				

報告		保険証書		証書作成日	効力発生日	効力発生日特約有	損害発生通知書受理日	契約時立木度
回数	番号	保険証書番号	内訳番号					

保険の目的 の所在地	市区町村 コード	確認	正
---------------	-------------	----	---

被 保 険 者	住所	郵便番号	市区町村・大字・字・地番(カタカナ)	
	氏名	所有区分 コード	氏名(法人名)(カタカナ)	
	保険金 受領	被保険者 受任者 (契約者)	買権者1	買権者2

受 任 者	住所	郵便番号	市区町村・大字・字・地番(カタカナ)	
	氏名	氏名(法人名)(カタカナ)		

契約 時 事 項	樹種	契約時林齢	契約面積	契約本数	払込期間	保険金額コード	保険金額	払込保険料	特認植枯率
	10スギ					-	-		%

残 存 契 約	災害歴										残存契約面積	残存実面積	残存本数	残存保険金額	残存契約立木度
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目					

実 査 事 項	損害実地調査日	樹種	コード	損害時林齢	実査面積	損害区域面積	標準地面積	損害発生日	災害名	災害コード
	年月日							年月日		
	新植時期	新植時ha当たり植栽本数 (幼齢林)			部分林民 収分%	実査面積の調査方法		社齢林の施業 継続不能有		

他の保険者	会社名	証券番号	保険種目	保険期間	損害発生時保険金額
1				~	円

他 の 保 険 等	証書番号				証書番号				備考
	1								

注：幼齢林には様式3の付表を添付する。  
 壮齢林には様式4の付表を添付する。

評価標準 金額等	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30
	31	32	33	34	35
	36	37	38	39	40
	41	42	43	44	45
	46	47	48	49	50

(様式第4号)

# 森林保険損害調査書(付表)

NO. \_\_\_\_\_

(幼 齡 林)

損害実地調査日		年 月 日		調査員所属		調査員氏名		立会人氏名					
報 告		保 險 証 書				契約面積/実査面積		損害区域面積					
回 数	番 号	証書番号		内訳番号		ha		ha					
		- - -		-		実査方法 <input type="radio"/> 実査図と照合 <input type="radio"/> 実測							
標本区 番 号	標準地面積						立 木 本 数 (本)						
	m	m					損害(枯損)	木本数	健全木本数	計			
	x	m						本	本				
		m						本	本				
	x	m						本	本				
		m						本	本				
	x	m						本	本				
		m						本	本				
	x	m						本	本				
合計 (平均)		m			m			本	本	本			
調 査 方 法	①方形標準地法		抽出率 %		ha当たりの本数		本	損害直前立木度					
備考													
新植時期	年号 年 月		新植時ha当 り植栽本数		本								
契約成立 填補対象 損害の 有 無	契約期間との対象		契約情報の確認				填補対象外の事故						
	期間内	期間外	樹種	林齢	実査面積	保険の目的の所在地	被保険者住	部分林民収分	復旧可能	損害軽微	病虫害等	造林技術の欠陥	その他
								100 %					

注:様式2の損害調査書に添付すること。

(壮 齡 林)

損害実地調査日		調査員所属		調査員氏名		立会人氏名						
報告	回数	番号	保険証書	証書番号	内訳番号	損害区域面積	標準地面積					
				- - -	-	ha	ha					
胸高直径区分	立木本数 (本)						搬出系統略図					
	健全木		損害木						合計			
			A級	B級	C級	D級			小計			
	8~10											
	12~14											
	16~18											
	20~22											
	24~26											
	28~30											
	32~34											
	36~38											
40~42												
44~												
標準地計												
市場単価												
市場名												
価格時点												
材種		丸太末口径	立方当たり平均販売単価(損害直前)									
小		~14 cm	円									
中		14~30										
大		30~										
搬出方法	1 機械集材	2 トラクタ集材	3 林内作業車集材	4 クレーン集材	5 トラック運搬	6 その他( )	その他因子					
平均集材距離	m	m	m	m	km	m						
伐木造材							損害後B経費割増率					
伐木造材手賃金	円	集運材手賃金	円				%					
集材機支間距離	集材機張替有り	トラクター道新設距離	林内作業車道新設距離	盤台作設	有		損害後B経費割増率					
m	回	m	m	基			%					
集材機C経費総額(張替も含む)	トラクタC経費総額	林内作業車C経費総額	盤台作設C経費総額									
円	円	円	円									
(備考)												
契約成立 填補対象 損害の有無	契約期間との対象		改意・重過失有				契約情報の確認		填補対象外の事故			
	期間内	期間外	樹種	林齢	実査面積	保険の目的の所在地	被保険者住所	部分林民取分	復旧可能	損害軽微	病虫害等	造林技術の欠陥
								%				

注:様式2の損害調査書に添付すること。

様式第5号の1の(1)

材 積 算 出 表

報告内 番 号	樹種	この材積 算出表の 対象区域	<input type="checkbox"/> 契約区域に使用 <input type="checkbox"/> 損害区域に使用 <input type="checkbox"/> 共 通		実査面積	(1) ha	標準地	(3) ha	抽出率	(3) -----=(4) (1)又は(2)	換算 倍率	契約区域	(1)/(3)=(5)	損害率 (46)/(47)		
			損害区域 面積	(2) ha	面積 (毎木 調査)	損害区域	(2)/(3)=(6)									
区分  胸高直径	立 木 本 数							合計	単木	立 木 材 積					合計	
	健全木 (7)	損 害 木					健全木 (15)			損 害 木						
		A級 (8)	B級 (9)	C級 (10)	D級 (11)	小計 (12)				A級 (16)	B級 (17)	C級 (18)	D級 (19)	小計 (20)		
8 ~ 10								0.03								
12 ~ 14								0.09								
16 ~ 18								0.16								
20 ~ 22								0.27								
24 ~ 26								0.41								
28 ~ 30								0.58								
32 ~ 34								0.78								
36 ~ 38								1.00								
40 ~ 42								1.25								
44 ~								1.51								
標準地計		(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)		(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)
換 算	契約区域 (標準地計×(5))	(36)					(37)	(38)		(39)					(40)	(41)
	損害区域 (標準地計×(6))	(42)					(43)	(44)		(45)					(46)	(47)

注 契約区域全域と損害区域の林況が異なる時は標準地を別個に設け、この算出表も別葉とする。

様式第5号の1の(2)

平均胸高直径・利用率・丸太材積算出表

平均胸高直径・利用率・丸太材積算出表					報告内訳番号		
対象立木	区分	平均立木材積 (m <sup>3</sup> )	平均胸高直径 (cm)	利用率 (%)	標準地の丸太材積 (m <sup>3</sup> )	契約区域の丸太材積 (m <sup>3</sup> )	損害区域の丸太材積 (m <sup>3</sup> )
契約区域 損害区域	の立木(損害直前)	(35)/(28)=(48)	(49)	(50)	(35)×(50)=(51)	(51)×(5)=(68)	(51)×(6)=(71)
損害木	(損害直前)	(34)/(27)=(52)	(53)	(54)	(34)×(54)=(55)	(55)×(5)=(69)	(55)×(6)=(72)
A級損害木	(損害直後)	(30)/(23)=(56)		(57)	(30)×(57)=(58)		
B級損害木	(損害直後)	(31)/(24)=(59)		(60)	(31)×(60)=(61)		
C級損害木	(損害直後)	(32)/(25)=(62)		(63)	(32)×(63)=(64)		
D級損害木	(損害直後)	(33)/(26)=(65)					
損害木計	(調査直後)			(66)/(34)=(67)	(58)+(61)+(64)=(66)	(66)×(5)=(70)	(66)×(6)=(73)

注 1 契約区域, 損害区域はいずれか不要の文字を消す。

2 平均胸高直径及び利用率は, 平均立木材積に応じ下の換算表から求める。

平均胸高直径・利用率換算表

立木材積 の範囲	対応 胸高直径	利 用 率			
		標準	A級損害木	B級損害木	C級損害木
0.01~0.05	8~10	0.56	0.53	0.40	0.22
0.06~0.12	12~14	0.65	0.61	0.47	0.25
0.13~0.21	16~18	0.71	0.67	0.51	0.28
0.22~0.33	20~22	0.77	0.72	0.55	0.30
0.34~0.49	24~26	0.82	0.77	0.59	0.32
0.50~0.66	28~30	0.85	0.80	0.61	0.33
0.67~0.87	32~34	0.86	0.81	0.62	0.34
0.88~1.12	36~38	0.87	0.82	0.63	0.34
0.13~1.40	40~42	0.88	0.83	0.63	0.34
1.41~	44~	0.88	0.83	0.63	0.34

様式第5号の1の(3)

事業期間による市場単価割引率(1/1+0r)算出表

		報告内訳番号
生産事業対象立木	丸太材積 (m <sup>3</sup> )	1 / 1 + 0r
契約区域の損害直前立木	(68)	(74)
損害区域の "	(71)	(75)
損害木の "	(72)	(76)
損害木の損害後の立木	(73)	(77)

注 1/1+0rは丸太材積に応じ下の速算表から求める。例えば(68)が120m<sup>3</sup>のときは下の速算表により(74)は、0.954となる。

1 / 1 + 0r 速算表

資本回収期間		0=L×1/2	0=L×2/3
丸太材積	m <sup>3</sup>		
~	50	0.969	0.969
50 ~	100	0.969	0.954
100 ~	200	0.954	0.940
200 ~	300	0.940	0.912
300 ~	400	0.926	0.912
400 ~	500	0.926	0.899
500 ~	700	0.912	0.887
700 ~	1,100	0.899	0.862
1,100 ~	1,400	0.887	0.862
1,400 ~	1,700	0.887	0.850
1,700 ~		0.874	0.839

様式第5号の1の(4)

市場単価算出表

報告 内訳番号	調査市場等		市場等の名称		所在地		山元・市場間 の距離	価格 時点		(森林保険センター 査定欄)
	採択した最寄市場等							年 月		
樹 種	その他近在市場等						km			
材種別	材種	小	中	大	算出市場単価					
該当する	m <sup>3</sup> 当たり	末口計	~14	14~30	30~					
	平均販売単価	損害直前	損害後	損害直前	損害後	損害直前	損害後	損害直前	損害後	
	平均胸高直径	(78)	(79)	(80)						
胸高直径区分	区域 (49)	損害木 (53)	材種別標準生産比率 (81)							
8 ~ 10			1.00							
12 ~ 14			1.00							
16 ~ 18			0.66	0.34						
20 ~ 22			0.46	0.54						
24 ~ 26			0.15	0.85						
28 ~ 30			0.10	0.90						
32 ~ 34			0.06	0.66	0.28					
36 ~ 38			0.05	0.48	0.47					
40 ~ 42			0.04	0.34	0.62					
44 ~			0.03	0.30	0.67					
材種別 算出市場単価	契約 損害	区域	(78)×[(49)→(81)]=(82)	(79)×[(49)→(81)]=(83)	(80)×[(49)→(81)]=(84)	(82)+(83)+(84)=(85)				
	損害木		(78)×[(53)→(81)]=(86)	(79)×[(53)→(81)]=(87)	(80)×[(53)→(81)]=(88)	(86)+(87)+(88)=(89)				

- 注 1 材種別平均販売単価は採択した最寄市場等の丸太の損害直前(損害のない通常の丸太)の販売単価を調査し、その材種別の平均販売単価を算出して記入する。  
 2 該当する平均胸高直径欄の「区域」は様式4の1の(2)の(49)、「損害木」は同(53)のそれぞれの平均胸高直径に相当する欄に○印を付する。  
 例えば、(49)が20~22cmのときはこの表の20~22cmと区域の交わる欄に○印を付する  
 3 材種別算出市場単価は、例えば区域の平均胸高直径が20~22cmのときは材種小の損害直前は(78)の単価×0.46、損害木の平均胸高直径が16~18cmのときは材種中の損害後は(79)の単価×0.34のようにして求める。

様式第5号の1の(5)

事業費単価算出表

報告内訳番号

対象立木 作業区分	契約区域・損害区域の立木			損害木				搬出系統略図	
	平均胸高直径 又は距離	損害直前 標準係数 (90)	平均胸高直径 又は距離	損害直前 標準係数 (91)	損害後				
					係数修正率 (92)	修正係数 (91)×(92)=(93)			
伐木造材 (チェーンソー)	(49) cm		(53) cm					係数修正率平均賃金日額等の積算根拠 伐木造材手 集運材手 平均賃金	
伐木造材 (プロセッサ併用)	cm		cm						
機械集材	m以下		m以下						
トラクタ集材	m以下		m以下						
林内作業車集材	m以下		m以下						
クレーン集材	m以下		m以下						
トラック運搬	km以下		km以下						
係数計		(94)		(95)			(96)		
平均賃金日額	(97) 円								
事業費単価	(94)×(97)=(98)			(95)×(97)=(99)		(96)×(97)=(100)			
その他の 作業の区分	賃金 (101)	工程 (102)	m <sup>3</sup> 当たり単価 (101)×(102) 円	工程 (103)	m <sup>3</sup> 当たり単価 (101)×(103) 円	工程 (104)	m <sup>3</sup> 当たり単価 (101)×(104) 円		
その他の 作業の雑費	/			/		/			
	(105) 円			(106) 円		(107) 円			
事業費単価計	(98)+(105)=(108) 円			(99)+(106)=(109) 円		(100)+(107)=(110) 円			

(森林保険センター査定欄)

注 1 契約区域・損害区域の立木は積算を異にするときは別葉とし、不用の字句を消す。  
 2 標準係数は引受条件規程の別表第4の別表4伐出事業の作業区分別標準係数による。  
 3 損害後の係数修正率は、実態に即し標準係数×1.2(特別の場合は1.3)以内で計上することができる。  
 4 その他の作業区分は必要に応じ計上する。その他の作業の雑費の単価はその他の作業区分のm<sup>3</sup>当たり単価のうち賃金部分の計×(0.1+社会保険料等)を標準とする。

様式第5号の1の(6)

施設費の総額算出表

		報告内訳番号	
施設費 の区分	対象立木 契約区域 損害区域 (損害直前)	損害木	
		損害直前	損害後
	円	円	円
計	(111)	(112)	(113)

- 注 1 施設費の計上は、立木材積300m<sup>3</sup>以上で  
必要な場合に限られる。
- 2 契約区域・損害区域は、いずれか不用の  
字句を消す。
- 3 積算明細書を添付する。

様式第5の1の(7)

損害填補額算出表

区分		契約区域	損害区域
区域面積	(実査面積) (1)	ha	(2) ha
立木材積	(41)	m <sup>3</sup>	(47) m <sup>3</sup>
保険金額	(損害発生時の金額) (114)	円	(割当保険金額) (114)×(2)/(1)=(115) 円
保 險 単 価 (x)	(算式) $x = f(A \times 1 / 1 + \theta r - B)$		
	(50)×[(74)×(85)-(108)]=(116) 円		(50)×[(75)×(85)-(108)]=(117) 円
保 險 額 (X)	(算式) $X = xv - C$		
	(41)×(116)-(111)=(118) 円		(47)×(117)-(111)=(119) 円

- 注1 損害が契約区域全域のときは損害区域欄については算出しない。損害区域のみのときは(116)(118)は算出しない。  
 2 立木単価の算出額の円未満は四捨五入し、立木の評価額の算出額の円未満は切り捨てる(以下同じ)。  
 3 (114)(又は(115)) > (118)(又は(119))の場合は超過保険となる。

損害木の 利用 価 額	区分	損害直前	損害後
	立木材積	(46)(又は(40))	m <sup>3</sup>
	立木単価(x)	(54)×[(76)×(89)-(109)]=(120) 円	(67)×[(77)×(89)-(110)]=(121) 円
立木の評価額(X)	(120)×(46)又は(40)-(112)=(122) 円	(121)×(46)又は(40)-(113)=(123) 円	
損害額	(122)-(123)=(124)	円	

注 (40)は、契約区域全域の損害のときにのみ用いる。

区分	契約区域	損害区域	
損 害 て ん 補 額	通常 (全部・一部保険)	損害填補額 = 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (124)×(114)/(118)=(125) 円	損害填補額 = 損害額 × $\frac{\text{割当て保険金額}}{\text{割当て保険価額}}$ (124)×(115)/(119)=(126) 円
	超過保険	(法第10条第2項) 損害填補額 = 損害額 = (124)(セットの場合は×1/2) (法第17条)[他の保険] 別途算出する。	円

様式5の1の(8)

保険料返還算出表

等 地 区 分	保 険 金 額 コ ー ド	経 過 期 間	年 目
正 当 保 険 料			円
保 険 料 返 還	(払込保険料 - 正当保険料)		円

(森林保険センター査定欄)

(様式第5号の2の(1))

標準地材積等算出表

報告内 訳番号		樹種		この算出表 の対象区域		この算出表の対象立木		□健全木		□D級損害木		□非損害区域の立木		契約区域へ		(1)/(3)=(5)	
						<input type="checkbox"/> 契約区域に使用 <input type="checkbox"/> 損害区域に使用 <input type="checkbox"/> 共 用		実査面積	(1) ha	標準地 面積 (毎木 調査)	(3) ha	抽出率	$\frac{(3)}{(1)又は(2)}=(4)$ %	換算倍率	損害区域へ		(2)/(3)=(6)
立 木 計				標準木の算出			損害直前の標準木から生産される丸太							損害直前の丸太計		(森林保険センター査定欄)	
胸 高 直 径 (7)	樹 高 (8)	本 数 (9)	単 本 材 積 (10)	材 積 計 (9)×(10) =(11)	平均胸 高直径 $\frac{\Sigma(7) \times (9)}{(20)}$ (12)	平均 樹高 $\frac{\Sigma(8) \times (9)}{(20)}$ (13)	丸太 の長さ (14)	丸太 の径 (15)	1本当 たり 材積 (16)	等 級 (17)	m <sup>3</sup> 当 たり 販売単 価 (18)	1本当 たり 算出価 格 (16)×(18) =(19)	m <sup>3</sup> 当 たり 算出単 価 (26)/(25)	利 用 率 (25)/(21)	材積 (22)×(28)		価格 (27)×(29)
cm	m	本	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	cm	m	m	cm	m <sup>3</sup>			円	円	円	m <sup>3</sup>	円	
直径級小計 ～		(20)	(21)	(22)	(23)	(24)			(25)			(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	
合 計		(31)		(32)	(33)	(34)								(35)	(36)	(37)	

- 注 1. 健全木とD級損害木は別様とする  
 2. (21)=(22)/(20),(33)= $\Sigma(20) \times (23)/(31)$ ,(34)= $\Sigma(20) \times (24)/(31)$   
 3. 契約区域全域と損害区域の林況が異なるときは標準地を別個に設け、この算出表も別様とする。

(様式第5号の2の(2))

標準地材積等算出表

C級損害木

この算出表の対象立木 A級損害木 B級損害木 C級損害木

報告内 訳番号	樹種	この算出表 の対象区域	この算出表の対象立木		A級損害木		B級損害木		C級損害木		契約区域へ		損害区域へ													
			実査面積 (1) ha	標準地 面積 (2) ha	標準地 面積 (3) ha	抽出率	(3) = (4) (1)又は(2) %	換算倍率	(1)÷(3)=(5)	(2)÷(3)=(6)																
立木計			標準木の算出			損害直前の標準木から生産される丸太						損害後の標準木から生産される丸太						損害後の丸太計								
胸高直径 (7)	樹高 (8)	本数 (9)	単本材積 (10)	材積計 (9)×(10) =(11)	平均胸高直径 $\frac{\Sigma(7) \times (9)}{(20)}$ =(12)	平均樹高 $\frac{\Sigma(8) \times (9)}{(20)}$ =(13)	丸太の長さ (14)	丸太の径 (15)	1本当たり材積 (16)	等級 (17)	m <sup>3</sup> 当たり販売単価 (18)	1本当たり算出価格 (16)×(18) =(19)	m <sup>3</sup> 当たり算出単価 (26)÷(25) (25)	利用率 (25)÷(21) (21)	材積 (22)×(28) (28)	価格 (27)×(29) (29)	丸太の長さ (38)	丸太の径 (39)	1本当たり材積 (40)	等級 (41)	m <sup>3</sup> 当たり販売単価 (42)	1本当たり算出価格 (40)×(42) =(43)	m <sup>3</sup> 当たり算出単価 (46)÷(45) (45)	利用率 (45)÷(21) (21)	材積 (22)×(48) (48)	価格 (27)×(49) (49)
cm	m	本	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	cm	m	m	cm	m <sup>3</sup>		円	円	円		m <sup>3</sup>	円	m	cm	m <sup>3</sup>		円	円	円		m <sup>3</sup>	円
直径級小計		(20)	(21)	(22)	(23)	(24)			(25)			(26)	(27)	(28)	(29)	(30)			(45)			(46)	(47)	(48)	(49)	(50)
合計		(31)		(32)	(33)	(34)							(35)	(36)	(37)									(51)	(52)	(53)

注 1. A級損害木、B級損害木、C級損害木毎に別葉とする。  
 2. (21)=(22)/(20),(33)=Σ(20)×(23)/(31),(34)=Σ(20)×(24)/(31),(35)=(36)/(32),(51)=(52)/(32)

様式第5号の2の(3)

契約区域, 損害区域の材積・平均胸高直径・利用率・市場単価・ $\frac{1}{1+0r}$ 算出表

報告内訳番号

区域	項目 立木 区分	立木			丸					太				
		本数	材積	標準木平均 胸高直径	損害直前					損害後				
					利用率	材積計	価格計	m <sup>3</sup> 当たり 市場単価	$\frac{1}{1+0r}$	利用率	材積計	価格計	m <sup>3</sup> 当たり 市場単価	$\frac{1}{1+1r}$
契約区域 (換算倍率 (5))	健全木	(31)×(5) 本	(32)×(5) m <sup>3</sup>	(33) cm	(35)	(36) m <sup>3</sup>	(37) 円	/	/		m <sup>3</sup>	円	円	/
	損害 木	A級	"	"	"	"	"	"			(51)	(52)	(53)	
		B級												
		C級												
		D級												
	小計	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)
非損害区域	(31)×(5)	(32)×(5)		(35)	(36)	(37)	/	/					/	
計	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)	(75)	(76)	(77)	(78)	/	
損害区域 (換算倍率 (6))	健全木	(31)×(6)	(32)×(6)		(35)	(36)	(37)	/	/					/
	損害 木	A級	"	"	"	"	"	"			(51)	(52)	(53)	
		B級												
		C級												
		D級												
	小計	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)
計	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)	(101)	(102)	(103)	/	

(森林保険センター査定欄)

注 1. 契約区域全域にわたる損害のときは契約区域のみ算出し, 損害区域の損害のときは損害区域のみ算出する。ただし, 付表2の(1)の注3該当のときは両方算出する。

2. 算出方法の例示

平均胸高直径 (56) = 損害木すべての立木区分の(20) × (23)の合計 ÷ (54)

利用率 (57) = (58) / (55)

m<sup>3</sup>当たりの市場単価 (60) = (59) / (58)

$\frac{1}{1+0r}$  (61) = (58)の材積に応じ右の速算表から求める。

付表2の(3)参考 (速算表)

丸太材積	資本回収期間			丸太材積	資本回収期間		
	0=L*1/2	0=L*2/3	0=L*1/2		0=L*2/3		
1	~50	0.9690	0.9690	500	~700	0.9120	0.8870
50	~100	0.9690	0.9540	700	~1,100	0.8990	0.8620
100	~200	0.9540	0.9400	1100	~1,400	0.8870	0.8620
200	~300	0.9400	0.9120	1400	~1,700	0.8870	0.8500
300	~400	0.9260	0.9120	1700	~	0.8740	0.8390
400	~500	0.9260	0.8990				

様式第5号の2の(4)

事業費単価算出表						報告内訳番号	損 害 木							
作業 区分	対象 立木 賃金 日額 (104)	契約区域・損害区域の立木				平均胸高 直径又は 距離 (110)	損 害 直 前				損 害 後			
		損 害 直 前					工 程 (111)	m <sup>3</sup> 当たり 賃 金 (112)	m <sup>3</sup> 当たり 資材費 (113)	m <sup>3</sup> 当たり 事業費 (114)	工 程 (115)	m <sup>3</sup> 当たり 賃 金 (116)	m <sup>3</sup> 当たり 資材費 (117)	m <sup>3</sup> 当たり 事業費 (118)
		平均胸高 直径距離 (105)	工 程 (106)	m <sup>3</sup> 当たり 賃 金 (107)	m <sup>3</sup> 当たり 資材費 (108)									
伐木造材(チェーンソー)	円			円	円			円	円	円		円	円	円
伐木造材(プロセッサ併用)														
機械集材														
トラクタ集材														
林内作業車集材														
クレーン集材														
トラック運搬														
小 計				(119)	(120)	(121)		(122)	(123)	(124)		(125)	(126)	(127)
雑 費						(128)				(129)				(130)
社会保険料等						(131)				(132)				(133)
計						(134)				(135)				(136)

- 注
1. 契約区域・損害区域の立木は積算を異にするときは別様とし、不用の文字を消す。
  2. 工程の記入例示 1人1日3m<sup>3</sup>→3m<sup>3</sup>
  3. 算出方法の例示(104)/(106)=(107),(121)(トラック運搬を除く。)×0.1=(128),(119)×社会保険料等=(131)

様式第5号の2の(5)

施設費の総額算出表			
対象立木 施設費の区分	契約区域 損害区域 (損害直前)	損 害 木	
		損害直前	損害後
	円	円	円
計	(137)	(138)	(139)
	0	0	0

搬出系統図

- (施設費の算出)
1. 契約区域・損害区域はいずれか不用の字句を消す。
  2. 積算明細書を添付する。

(森林保険センター査定欄)

様式第5号の2の(6)

損害填補額算出表		報告内訳番号	
区分	契約区域	損害区域	
区域面積	実査面積(1) ha	(2)	ha
立木材積	(68) m <sup>3</sup>	(93)	m <sup>3</sup>
保険金額	(140) 円	(割当保険金額) (140)×(2)/(1)=(141)	円
保 險 額	立木単価 (X) 円	(算式) $x = f(A \times 1 / 1 + 0r - B)$	
		(70)×[(73)×(74)-(134)]=(142) 円	(95)×[(98)×(99)-(134)]=(143) 円
保 險 額	立木の評価額 (X) 円	(算式) $X = xv - C$	
		(68)×(142)-(137)=(144) 円	(93)×(143)-(137)=(145) 円

注1 損害が契約区域全域のときは損害区域欄については算出しない。損害区域のみのときは(132)(134)は算出しない。  
 2 立木単価の算出額の円未満は四捨五入し、立木の評価額の算出額の円未満は切り捨てる(以下同じ)。

損害木の 利用価額	区分	損害直前	損害後
	立木材積	(55)	m <sup>3</sup>
	立木単価 (X) 円	(57)×[(60)×(61)-(135)]=(146) 円	(62)×[(65)×(66)-(136)]=(147) 円
	立木の評価額 (X) 円	(55)×(146)-(138)=(148) 円	(55)×(147)-(139)=(149) 円
損害額		(148)-(149)=(150)	円

注 損害が損害区域に限られるときは、(55)→(80),(57)→(82),(60)→(85),(61)→(86),(62)→(87),(65)→(90),(66)→(91)にそれぞれ読み替えて適用する。

区分	契約区域	損害区域	
損害てん補額	通常(全部・一部保険)	損害填補額 = 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (150)×(140)/(144)=(151) 円	損害填補額 = 損害額 × $\frac{\text{割当て保険金額}}{\text{割当て保険価額}}$ (150)×(141)/(145)=(152) 円
		超過保険 (法第10条第2項)損害てん補額=損害額=(150) 円 (法第17条) 損害填補額=損害額=(150) × $\frac{(140)}{(140)+\text{他の保険の金額}}$ =(153) ただし ≤(150)-他の保険者の負担額 円	

様式第5号の2の(7)  
保険料返還算出表

等区分	保険金額コード	経過期間	年目
正当保険料			円
保険料返還	(払込保険料-正当保険料)		円

様式第5号の2の(8)  
残存保険契約

残存実面積	ha	本数	本	立木材積	m <sup>3</sup>
残存保険金額	円	保険期間の終期		年 月 日	

(森林保険センター査定欄)

(様式第6号)

保 険 事 故 認 定 書							年 月 日	
調査者								
所 属							_____	
氏 名							_____	
調査 事項	災害名	火災、風害、水害、雪害、干害、凍害( )、潮害、噴火災						
	損害発生日	年 月 日						
調査 適用 範囲	市町村名							
	損害調査書 整理番号	報告 回数	回	報告 番号	番～ 番	番、 番	番～ 番	
	標高範囲	m ~ m (気象災のみ記入)						
調 査 の 根 拠 等								
1 損害発見の経緯								
_____								
_____								
2 損害原因の説明								
_____								
_____								
3 損害の概況								
_____								
_____								
4 造林技術上の欠陥の有無(苗木・植栽・保育等の良否、新植植枯れの程度、病虫害等。気象災、噴火災のみ記入)								
_____							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5 災害調査根拠の説明								
_____								
_____								
6 気象等観測値								
<input type="checkbox"/> 別添のとおり								
<input type="checkbox"/> 年 月報告 回に添付済								

注 1 同時提出の損害調査書については、同一災害ごとに1通とする。  
2 凍害の( )には、寒風害、霜害、凍結害等と記入する。

(様式第7号)

局地気象災補充調書				年	月	日
調査者						
所属 _____						
氏名 _____						
災害名		損害発生日		年	月	日
保険証券作成日		年	月	日	証書番号	
保険の目的の所在地						
損害調査書の整理番号	報告	第	回	番	被保険者氏名	
調 査 結 果						
1 隣接地等の損害の状況						
2 局地気象災の発生原因等						
(1) 損害発生地の特種条件						
(ア) 地理的条件(局地地形等)						
(イ) 施業的条件(孤立地、保護樹林の有無等)						
(2) 気象の特異性(局地気象)						
3 気象以外の事故原因						
4 保険契約の正当性(契約の動機、契約前の災害発生等)						

注 この調書は、保険事故認定書と同時に、かつ、添付資料を添えて提出する。

# 保険金支払及び保険料返還請求書

兼 保険金等の支払い金額に関する同意書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書

報 告		保 険 証 書					請 求 年 月 日		
回 数	番 号	県コード	年 度	番 号	枝 番	内 訳 番 号	年	月	日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長 殿

1. 以下のとおり、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長との保険契約に基づき、保険金及び返還保険料を請求します。
2. 本書裏面の「保険金等の支払い金額に関する事項」に同意します。
3. 本書裏面の「個人情報の取扱いに関する事項」に同意します。
4. 下記振込先への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

① 被 保 険 者	(住所・氏名)							印
	下の「1」～「3」のいずれかに○をつけてください。							
	① 被保険者が保険金及び返還保険料を受領します。							要押 印 押印不要
	② 保険金及び返還保険料の請求並びに受領に関する権限を下記の者(受任者)に委任します。(委任状等なし)							
③ 保険金及び返還保険料の請求並びに受領に関する権限を下記の者(受任者)に委任します。(委任状等添付)								

② 受 任 者	①で「2」又は「3」並びに⑤で「B」を選択した場合に記入							印
	(住所・氏名)							

③ 被 保 険 者 の 振 込 先 又 は 受 取 口 座	①又は②が保険金及び返還保険料を受領する場合に記入(受領する方の振込先口座をご記入ください。) ※振込先が森林保険センター保険経理課に登録済みで記載を省略する場合は、下欄に○をつけてください。										
	○ 振込先口座については森林保険センター保険経理課に登録済みのため記載を省略します。										
	フリガナ						口座種類	普通 (当座) その他			
	金融機関名	(銀行) 本店; 支店					口座番号 (右詰め)				
	口座名義人 (カタカナ)										
口座名義人 (漢字)											

④ 質 権 者	●この保険契約に質権が設定されている場合はご記入ください。										
	(住所・氏名)										
	右の「ア」と「イ」のいずれかに○をつけてください。					ア この保険金請求権には、質権が設定されているので、当保険契約に係る保険金は、下記、債権金額を上限として私に支払って下さい。					
	イ この保険金請求権には、質権が設定されているが、当保険契約に係る保険金は、被保険者に支払って下さい。										
	「ア」の場合に記入(「イ」の場合は③にご記入ください)										
	設定承認日	年 月 日					債権金額	円			
	フリガナ						口座種類	普通 (当座) その他			
金融機関名	(銀行) 本店; 支店					口座番号 (右詰め)					
口座名義人 (カタカナ)											
口座名義人 (漢字)											

(裏面に続く)

⑤ ●この保険契約の「保険料を支払っている被保険者以外の者」が返還保険料を受け取る場合はご記入ください。

分  
離  
請  
求  
者

(住所・氏名)

印

必ず押印してください。→

右の「A」と「B」のいずれかに○をつけてください。

A 私が返還保険料を受領します。

B 返還保険料の請求及び受領に関する一切の権限を上記の者(②受任者)に委任します。

「A」「B」いずれの場合でも記入(返還保険料を受領する方の振込先口座をご記入ください)

フリガナ											口座種類	普通	当座	その他	
金融機関名	(銀行) 本店 支店										口座番号 (右詰め)				
口座名義人 (カタカナ)															
口座名義人 (漢字)															

**保険金等の支払いに関する事項**

- 1 保険金及び返還保険料の金額は、森林保険センターにおいて審査のうえ算出し、確定されることになります。したがって、この請求書には請求金額を記載しないことになっておりますので、ご了承願います。
- 2 質権が付された保険契約であって、質権者による保険金請求がなされた場合には、債権金額に森林保険の責任割合を乗じて得られた額(円位未満端数切捨)を上限として保険金を質権者に支払います。
- 3 保険金及び返還保険料は、ご指定の金融機関の口座にお振込みします。指定口座は、日本国内の金融機関口座に限ります(海外送金はお取扱いできません)。

**個人情報の取扱いに関する事項**

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、本契約に関する個人情報(本契約に関する各種申請書、森林保険損害調査書等に記載される個人情報を含む)について、「国立研究開発法人森林研究・整備機構個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を遵守するとともに、以下の①～⑭の利用及び提供を行うことがあります。

- ① 保険引受及び保険金支払いの判断
- ② 本契約の管理及び履行
- ③ 法令上の権利の行使及び義務の履行
- ④ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑤ 付帯サービスの提供
- ⑥ 業務統計の作成
- ⑦ 市場調査、データ分析、アンケート等の実施
- ⑧ 契約解除後及び契約期間終了後における管理
- ⑨ ダイレクトメールの発送等森林保険に関する情報提供及び提案
- ⑩ 研究開発成果に関する情報提供
- ⑪ 災害による林業の再生産の阻害の防止や林業経営の安定に資するための研究開発
- ⑫ 適切な業務の遂行に必要な範囲での金融機関、国及び地方公共団体への提供
- ⑬ 森林保険に関する企画及び立案並びに推進に関する事務に必要な範囲での国への提供
- ⑭ その他森林保険の適正な運営と契約の適正かつ円滑な履行等を行うための利用

# 保険金支払及び保険料返還請求書

兼 保険金等の支払い金額に関する同意書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書

報告		保険証書					請求年月日		
回数	番号	県コード	年度	番号	枝番	内訳番号	年	月	日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長 殿

- 以下のとおり、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長との保険契約に基づき、保険金及び返還保険料を請求します。
- 「保険金等の支払い金額に関する事項」に同意します。
- 「個人情報の取扱いに関する事項」に同意します。
- 下記振込先への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

<b>① 被 保 険 者</b>	(住所・氏名)		印
	下の「1」～「3」のいずれかに○をつけてください。		
	① 被保険者が保険金及び返還保険料を受領します。		↑
	② 保険金及び返還保険料の請求並びに受領に関する権限を下記の者(受任者)に委任します。(委任状等なし)	要押印	
③ 保険金及び返還保険料の請求並びに受領に関する権限を下記の者(受任者)に委任します。(委任状等添付)		押印不要	

<b>② 受 任 者</b>	①で「2」又は「3」を選択した場合に記入		
	(住所・氏名)		印

<b>③ 振 込 先 口 座</b>	受領する方の振込先口座をご記入ください。 ※振込先が森林保険センター <b>保険経理課に登録済み</b> で記載を省略する場合は、 <b>下欄に○</b> をつけてください。										
	○ 振込先口座については森林保険センター保険経理課に登録済みのため記載を省略します。										
	フリガナ						口座種類	普通 ( ) 当座 ( ) その他 ( )			
	金融機関名	(銀行)                      本店 ( )                      支店 ( )					口座番号 (右詰め)				
	口座名義人 (カタカナ)										
口座名義人 (漢字)											

### 保険金等の支払いに関する事項

- 保険金及び返還保険料の金額は、森林保険センターにおいて審査のうえ算出し、確定されることになります。したがって、この請求書には請求金額を記載しないことになっておりますので、ご了承願います。
- 質権が付された保険契約であって、質権者による保険金請求がなされた場合には、債権金額に森林保険の責任割合を乗じて得られた額(円位未満端数切捨)を上限として保険金を質権者に支払います。
- 保険金及び返還保険料は、ご指定の金融機関の口座にお振込みします。指定口座は、日本国内の金融機関口座に限り、海外送金はお取扱いきません。

### 個人情報の取扱いに関する事項

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、本契約に関する個人情報(本契約に関する各種申請書、森林保険損害調査書等に記載される個人情報を含む)について、「国立研究開発法人森林研究・整備機構個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を遵守するとともに、以下の①～⑭の利用及び提供を行うことがあります。

- ① 保険引受及び保険金支払いの判断
- ② 本契約の管理及び履行
- ③ 法令上の権利の行使及び義務の履行
- ④ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑤ 付帯サービスの提供
- ⑥ 業務統計の作成
- ⑦ 市場調査、データ分析、アンケート等の実施
- ⑧ 契約解除後及び契約期間終了後における管理
- ⑨ ダイレクトメールの発送等森林保険に関する情報提供及び提案
- ⑩ 研究開発成果に関する情報提供
- ⑪ 災害による林業の再生産の阻害の防止や林業経営の安定に資するための研究開発
- ⑫ 適切な業務の遂行に必要な範囲での金融機関、国及び地方公共団体への提供
- ⑬ 森林保険に関する企画及び立案並びに推進に関する事務に必要な範囲での国への提供
- ⑭ その他森林保険の適正な運営と契約の適正かつ円滑な履行等を行うための利用

(裏面に続く)



(様式第9号)

## 激甚災害等大規模な損害に伴う時効の取り扱いについて

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長 殿

(委託先)

下記区域においては激甚災害等大規模な災害に見舞われており、森林の被害が予想されるものの、保険金請求手続きができないため、契約者保護の観点から保険金請求における時効の成立に関わらず、保険金請求手続きができるよう、配慮をする必要があると考えられるので報告する。

1 損害発生日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 保険金請求手続きができない事由 \_\_\_\_\_  
※林道の通行が不能など

3 時効成立後配慮が必要な区域及び期間

配慮が必要な区域	保険金請求手続きができない期間	配慮が必要な期間
	損害発生日～ 年 月	年間

※「配慮が必要な区域」は原則として大字等地区名単位とする。(地区名単位によりがたい場合は森林保険センターに相談すること)

※「保険金請求手続きができない期間」は見込みでの記載も可

※「配慮が必要な期間」は「保険金請求手続きができない期間」を踏まえて、2年間の範囲(年単位)で設定すること

※書き切れない場合は別紙に記載すること

4 災害名 (1) 火災  
(該当番号に○) (2) 気象災  
(3) 噴火災

5 災害の規模 (1) 特定非常災害  
(2) 激甚災害  
(3) その他

6 添付資料  
・該当区域の位置図及び区域図  
・保険金請求手続きができない根拠資料  
・災害の規模が分かるもの(特定非常災害指定の政令や新聞記事等)